

令和元年度

第2回 定期監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

### 指摘事項

なし

### 指導事項

1	スポーツ推進課	2
(1)	行政財産使用料算定に誤りがあるもの	

### 検討事項等

なし

## 南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和元年8月27日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査（7月実施分）

#### 2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	総務課
復興企画部	企画課
市民生活部	環境回復推進課、スポーツ推進課

#### 3 監査の範囲

平成30年4月から平成31年3月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

#### 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和元年6月7日～令和元年8月1日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和元年7月17日(水)	環境回復推進課	監査委員事務局
	スポーツ推進課	鹿島区役所
令和元年7月18日(木)	総務課	監査委員事務局
	企画課	

## 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

### 指 摘 事 項

なし

### 指 導 事 項

#### 1. スポーツ推進課

##### (1) 行政財産使用料算定に誤りがあるもの

行政財産使用料については、「南相馬市行政財産使用料条例」別表(第2条関係)の規定に基づき算定を行っており、土地において、行政財産使用料を算定する際には、その使用期間が1月に満たない場合を除き、算式により算出した額に100分の108を乗じて得た額を加算する必要はありません。

今回、行政財産の使用料算定状況を確認したところ、期間が1月を超えて土地を使用する場合で、算出した額に100分の108を乗じて得た額を加算しているものが3件あり、合計2,160円の過大徴収となっていました。

関係法令に基づき、適正な金額で徴収してください。

## 【関係法令】

### 南相馬市行政財産使用料条例（抜粋）

（使用料の免除）

#### 第2条

使用料の額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）【抜粋】

区分	使用料	
	単位	額
土地 （建物の敷地として使用する 場合）	1平方メートルにつき 1日	期間が1月以上の場合にあつては、次の算式により算出された額 期間が1月に満たない場合にあつては、次の算式により算出された額に消費税及び地方消費税の税率100分の108を乗じて得た額 市有財産台帳に記載された1平方メートル当たりの土地の価格×(4/100)×(1/365(又は366))

## 検 討 事 項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの